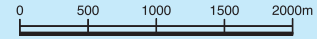


津山西部地域

1 : 55,000



土砂災害に関する凡例

1 避難場所

土砂災害警戒区域

土砂災害防止法は土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとするものです。

岡山県では、土砂災害防止法に基づき、土砂災害により被害を受けるおそれのある場所の地形や地質、土地の利用状況などを調査し、土砂災害のおそれがある区域を「土砂災害警戒区域」、建物が破壊され、住民に大きな被害が生じるおそれがある区域を「土砂災害特別警戒区域」として指定しています。

- 土砂災害警戒区域[急傾斜][がけ崩れ]
- 土砂災害警戒区域[土石流]
- 土砂災害警戒区域[地すべり]

土砂災害危険箇所

1/25,000地形図で土砂災害のおそれのある箇所を図上から想定した箇所での法的な位置づけはありません。

土砂災害危険箇所には「急傾斜地崩壊危険箇所」「土石流危険箇所」「地すべり危険箇所」の3つがあります。

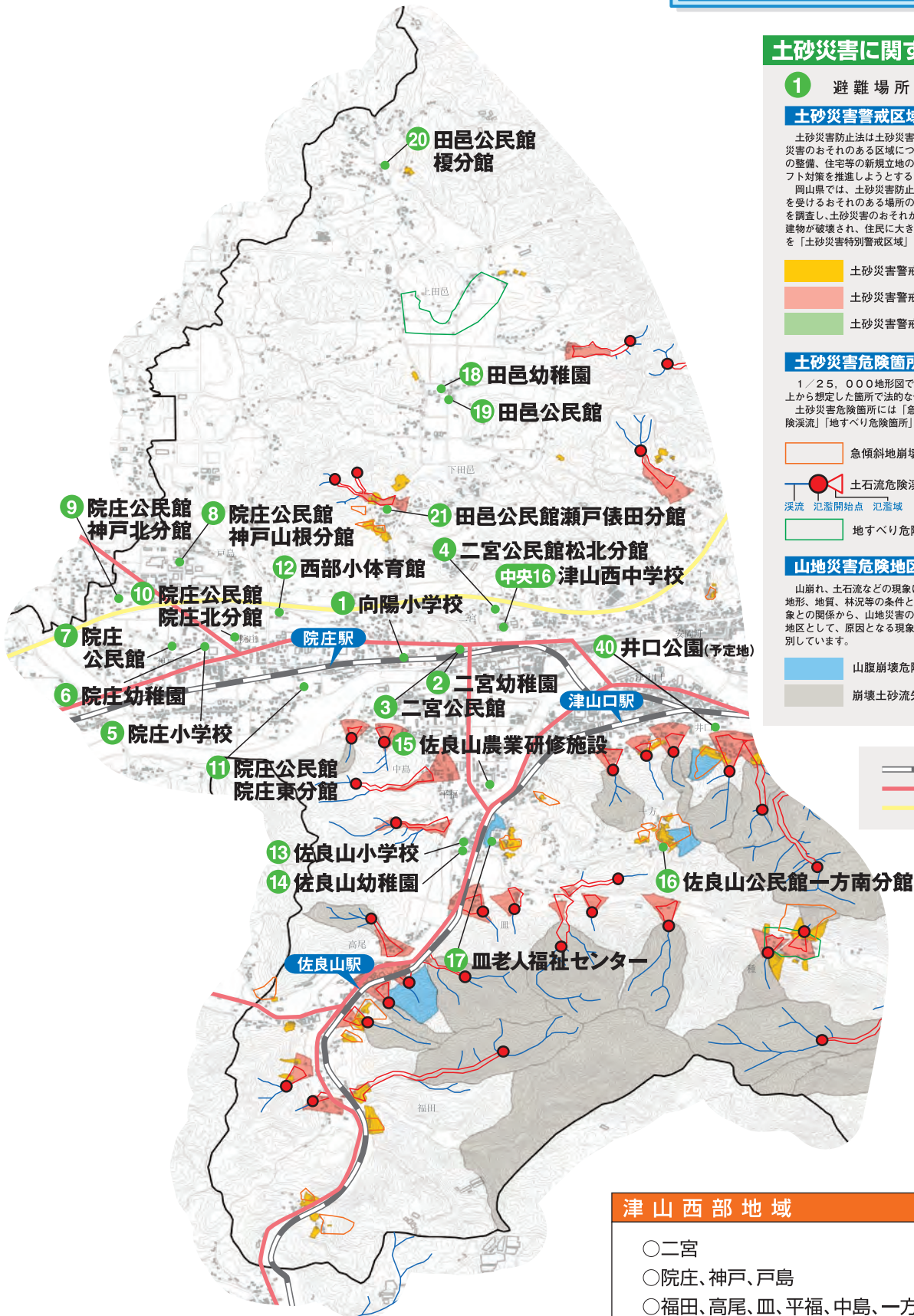
- 急傾斜地崩壊危険箇所[がけ崩れ]
- 土石流危険箇所
- 地すべり危険箇所

山地災害危険地区

山崩れ、土石流などの現象によって起こる災害をいいますが、地形、地質、林況等の条件と人家や公共施設、道路等の保全対象との関係から、山地災害の起こりやすい地区を山地災害危険地区として、原因となる現象（山腹崩壊、土石流）によって区別しています。

- 山腹崩壊危険地区
- 崩壊土石流失危険地区

- 線 路
- 国 道
- 高 速 道 路



津山西部地域

- 二宮
- 院庄、神戸、戸島
- 福田、高尾、皿、平福、中島、一方、津山口、井口、種
- 上田邑、下田邑